

5 大 田 勤 議 員



- 1 高齢者や住民が希望をもって申込みできる公営住宅公募のあり方について
- 2 岩内町の介護（保険・サービス）事業について
- 3 修正の原子力防災計画で住民の安全は守れるのか
P A Zは早期死亡が想定される距離の限界
- 4 岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について

1 高齢者や住民が希望をもって申込みできる公営住宅公募のあり方について

私は日本共産党町議員団を代表して、町政に対する一般質問を行います。

高齢者や住民が希望をもって申込みできる公営住宅公募のあり方について、お伺いをいたします。

町は、厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅ストックの計画的な建替や除却などを推進し、良好な住環境の形成に努めてきたが、昭和29年岩内大火後に建設された災害復旧住宅をはじめ公営住宅の大部分については、耐用年限を経過しているなど、未だに老朽化した住宅が多く残されている状況にあるため、これらの公営住宅を早期かつ着実に更新し、健全で良質な公営住宅を供給するため岩内町公営住宅等長寿命化計画を作成した。

平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とし、用途廃止予定団地からの住替用として最大限確保可能な住戸件数を年間約30戸とする。

計画期間内に実施を検討する住替プログラムの想定対象戸数を、約260戸とする。

計画期間内に実施を検討する住替対象戸数を、年間約26戸とする。

計画期間内に公募、若しくは特定入居用として活用する戸数を年間約4戸として計画が動き出した。

計画以前の岩内町は泊原子力発電所の定期検査で、各地から定検に集まる労働者が宿泊する住宅が必要なため空き民間賃貸住宅が少なく、また、公営住宅と比較して家賃も高く、公営住宅への入居希望が大変多く、高倍率となっていました。

この計画が始まる以前の状況について伺います。

公営住宅への入居希望者の過去5年間の公募数と申込件数、申込倍率はどのようになっているのか。

単身者用住宅は、過去5年で何戸公募し、申込件数は何件あったのか。

過去5年間で、東山、大浜団地、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟の各団地ごとの公募戸数と申込件数は。また、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟で4階以上の各団地ごとの公募戸数と申込件数は。

計画が始まる以前は、年2回、半年ごとの公募で入居できなくても次に期待をかけて10回目、11回目の申込み者や2回目から7回目まで複数回の申込み者が岩内町営住宅条例が掲げる住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するという町の事業に希望を持っていました。

この計画が始まった平成25年度から現在までの状況について伺います。

公営住宅への公募数と申し込み件数、申込倍率はどのようになっているのか。

単身者用住宅は、何戸公募し、申込件数は何件あったのか。

募集の中で3階建て以上の団地で4階以上の公募戸数と申込件数は。

計画期間内に公募若しくは特定入居用として活用する戸数を年間約4戸としているが平成26年度2戸、平成27年度3戸は公募戸数があまりにも少なく入居希望者が落胆し計画の執行からも問題があるとは思わないのか。

また、なぜこのような公募数になったのか。

平成20年度から平成25年度まで申込件数は年間100件以上から、計画執行の3年目、平成27年度から申込数が20件以下に激減しているが減少の原因はどのように考えているのか。

平成25年8月以降の公募数で平家単身者用住宅2件を除いて、3階建て以上の団地で4階への公募は15件中9件で60%にのびります。高齢化が進み階段を昇降するのが大変になってきている。応募者が4階への申し込みは今後の生活を考えると二の足を踏むのが現状です。

なぜ公募団地の4階が多く、相生2号棟5件中4件。東宮園団地単身世帯住宅を除いて6件中4件と4階に集中しているのか。

4階の部屋ばかりが空く理由はどのような要因が考えられるのか。

平成25年8月の募集で相生2号棟、平成29年7月の公募で東宮園団地4階の公募に申込者がゼロであったことを町としてどのように考え今後の対策は考えているのか。

3階建て以上の住棟のエレベーターの設置状況は東山6棟、栄1棟、大浜1棟です。

計画での町営住宅入居者アンケートではエレベーターについては、必要とする意見は3割以上みられるが、設置した場合の家賃等の上昇を懸念する意見が多くなっている。とあるが相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟は使用できる年数も長く、入居者年齢70歳以上が約4割と高齢化が進んでいるため、こうした意見も含め、後付けの踊り場・フロア着床型エレベーターなど検討する必要があるのではないのか。

エレベーターを設置した場合の建設費用と設置された場合の住民への負担分などの推計はいくらと考えるのか。

また、北海道高齢者居住安定確保計画では公営住宅への高齢者の入居支援として住宅に困窮する高齢者が入居できるよう、入居抽選倍率の優遇措置や高齢者世帯向け住戸への優先入居などを推進します。公営住宅において、身体的に階段昇降が困難な高齢者に対し、低層階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住

み替えを推進しますとあります。

町はこの計画を受けてどのように計画を立て取り組んだのか。

具体的に実施した案件はあるのか。

公営住宅、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟など移動手段が設置されていない高齢者の入居支援として低層階の住戸やエレベーターが設置された住棟への住み替え。高齢者世帯向け住戸への優先入居やエレベーター設置、公営住宅への入居抽選倍率の優遇措置など3階建て以上への申し込みが少ない現状を考えると緊急の対策が必要と思いますが所見を伺いたい。

平成25年4月1日の条例改正で地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行で公営住宅の一部が改正されこれまで同法で定めていた公営住宅の整備基準について町も条例を改正することとしたが国の基準は、町の公営住宅の整備基準に基づき整備されて来た。別の方針を追加する必要がないとしています。

公営住宅の敷地の安全性で国の基準は、例えば、第6条で敷地には雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならないとされ、町は条例改正案は国の基準と同様としています。

国の基準と同様とする公営住宅で敷地内に雨水がたまり排出できない住宅の確認は町としてしているのか。また、団地名や棟番号で場所を確認しているのか。

野東団地や宮園団地の敷地は雨水が排出されずカビが発生しカビの臭気で良好な住環境ではありません。必要な施設や対策は行っているのか。

町は、16条からなる条例改正案に対し国の基準と同様であり、これらの項目は公営住宅を設置する敷地、住棟など具体的な事項に係る基本的技術を定めたものであり、本町としてはこれらの方針に沿って町営住宅の整備を行うことが適切と判断し、別の方針を追加する必要はないと判断するとしています。

町の基準に対する姿勢も明確で、改善を迫られている公営住宅の雨水排出は基本的技術を定めたものですから着手が遅れているなら速やかに改善へ予算を組むべきと思いますが所見を求めます。

岩内町営住宅条例、入居の承継について伺いたい。

第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き現に居住している町営住宅に居住しようとしたときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならないと規定している。

母親と同居し母親を看取った娘が住宅の明け渡しを迫られています。

そこで伺います。

現に入居している娘は町長の承認をどのような手続きによって得るのか。

母親の死後も住宅使用料の請求は母親の名前で請求されているが死亡届も窓口で出され手続きを済ませているのになぜ母親の名で請求が来るのか。

事務手続きに問題はないのか。

家賃の滞納はなく、病身の母親を看護するため同居が1年以上で第14条の第2項にも抵触しない。母親の死去に伴う娘の入居の継承に不正の行為により入居したと不法入居で警察に訴えることもできるなどの強い口調で住宅の明け渡しを迫るなど対応の仕方に問題があると思うがいかがか。

窓口対応は丁寧にわかりやく対応しているというがなぜこのようなことがおきるのか。

【答 弁】

町 長：

1項めは、過去5年間、平成20年度から24年度の公募数と申し込み件数、申込倍率についてであります。

平成20年度の公募数は11戸、申込件数は114件で倍率は10.36倍、平成21年度の公募数は14戸、申込件数は143件で倍率は10.21倍、平成22年度の公募数は14戸、申込件数は111件で倍率は7.93倍、平成23年度の公募数は14戸、申込件数は122件で倍率は8.71倍、平成24年度の公募数は14戸、申込件数は151件で倍率は10.79倍であります。

2項めは、単身用住宅の過去5年の公募と申込件数についてであります。

平成20年度の公募数は2戸、申込件数は26件、平成21年度の公募数は1戸、申込件数は23件、平成22年度、23年度は公募がなく、平成24年度の公募数は2戸、申込件数は31件であります。

3項めは、過去5年間で、東山団地、大浜団地、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟の各団地ごとの公募戸数と申込件数についてと、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟で4階以上の各団地ごとの公募戸数と申込件数についてであります。

過去5年間で、東山団地、大浜団地、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟の各団地ごとの公募戸数と申込件数は、平成20年度の公募数は、東山団地が4戸、申込件数は43件、大浜団地が2戸、申込件数は26件、東宮園団地が4戸、申込件数は43件、相生1・2号棟及び野東団地1号棟の公募はありません。

平成21年度の公募数は、東山団地が8戸、申込件数は103件、相生2号棟が2戸、申込件数13件、東宮園団地が3戸、申込件数は23件、野東1号棟が1戸、申込件数は4件、大浜団地、相生1号棟の公募はありません。

平成22年度の公募数は、東山団地が11戸、申込件数は91件、相生2号棟が1戸、申込件数は5件、東宮園団地が2戸、申込件数は15件、大浜団地、相生1号棟、野東1号棟の公募はありません。

平成23年度の公募数は、東山団地が7戸、申込件数は84件、相生1号棟が1戸、申込件数は7件、東宮園団地が4戸、申込件数は24件、野東1号棟が2戸、申込件数は7件、大浜団地、相生2号棟の公募はありません。

平成24年度の公募数は、東山団地が9戸、申込件数は116件、東宮園団地が5戸、申込件数は35件、大浜団地、相生1・2号棟、野東1号棟の公募はありません。

また、相生1・2号棟、東宮園団地、野東1号棟で4階以上の公募と申込件数であります。

平成20年度の公募数は、東宮園団地1戸、申込件数は4件、相生1・2号棟、野東1号棟の公募はありません。

平成21年度の公募数は、東宮園団地1戸、申込件数は5件、相生1・2号棟、野東1号棟の公募はありません。

平成22年度の公募数は、東宮園団地1戸、申込件数は9件、相生1・2号棟、野東1号棟の公募はありません。

平成23年度の公募数は、東宮園団地2戸、申込件数は9件、相生1・2号棟、野東1号棟の公募はありません。

平成24年度の公募数は、東宮園団地2戸、申込件数は3件、相生1・2号棟、野東1号棟の公募はありません。

4項めは、平成25年度からの公募数と申し込み件数、申込倍率の推移についてであります。

平成25年度の公募数は6戸、申込件数は73件で倍率は12.17倍、平成26年度の公募数は3戸、申込件数は47件で倍率は15.67倍、平成27年度の公募数は3戸、申込件数は13件で倍率は4.33倍、平成28年度の公募数は4戸、申込件数は20件で倍率は5.0倍、平成29年度の公募数は4戸、申込件数は4件で倍率は1.0倍であります。

5項めは、単身者用住宅の公募と申込件数についてであります。

平成25年度の公募数は2戸、申込件数は44件、平成26年度の公募数は2戸、申込件数は38件、平成27年度は公募がなく、平成28年度の公募数は2戸、申込件数は12件、平成29年度は公募がありません。

6項めは、募集の中で3階建て以上の団地で4階以上の公募戸数と申込件数についてであります。

平成25年度の公募数は3戸、申込件数は7件、平成26年度の公募数は1戸、申込件数は9件、平成27年度の公募数は2戸、申込件数は8件、平成28年度の公募数は1戸、申込件数は2件、平成29年度の公募数は3戸、申込件数は3件であります。

7項めは、計画期間内に公募若しくは特定入居用として活用する戸数を年間約4戸としているが、なぜ公募数が平成26年度2戸、平成27年度3戸になったのかについてであります。

平成24年度に策定した岩内町公営住宅等長寿命化計画により、維持管理予定団地で発生する空き家については、用途廃止予定団地からの住替用とすることを前提とし、計画期間に公募若しくは特定入居用として活用する戸数を年間約4戸とします。としております。

こうした中、火災による住宅の滅失の他、都市計画法による住宅の除却により、平成26年度につきましては、特定入居が4戸、公募数が2戸の計6戸。

平成27年度につきましては、特定入居が1戸、公募が3戸の計4戸としたものであります。

8項めは、平成20年度から平成25年度まで申込件数は年間100件以上から、計画執行の3年目、平成27年度から申込件数が20件以下に激減した原因についてであります。

町営住宅の公募に対する申込件数につきましては、平成25年度までは、年2回程度実施しており、1回の公募により約50件以上の申込が有りましたが、住替事業の実施に伴い、用途廃止団地からの住替用として維持管理予定団地において発生する空き家住宅を活用のため、募集戸数を抑制していることから、公募が年1回の実施となっているためと考えております。

9項めの、なぜ公募団地が4階に集中しているのかについてと、10項めの、4階の部屋ばかりが空く要因については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現在、用途廃止予定団地からの住替事業より、維持管理予定団地において発生する空き住宅を活用し、入居者の希望する団地への移転を実施しており、住替の対象者に対しましては、空き住宅を照会のうえ希望の団地への入居を促しているところではありますが、バリアフリー又は低階層の住戸への要望が多いことから、4階の住宅に空きが出やすい傾向となっております。

11項めの、平成25年8月及び平成29年7月に応募が無かった4階の住宅

について、町としての考えと今後の対策についてであります。

この度の公募におきましては、東宮園団地の4階には応募がありませんでしたが、過去3年間は同様の住宅に複数件の応募があったことから、今後、引き続き住替用及び公募用の住宅として活用してまいります。

12項めの、3階建て以上の住宅には後付けの踊り場・フロア着床方エレベーターなど検討する必要があるのではないかと、13項めの、エレベーターを設置した場合の建設費用と設置された場合の住民への負担分などの推計はいくらくと考えるのかと、16項めの、高齢者の入居支援として3階建て以上の申込みが少ない現状を考えると緊急な対策が必要と思いますが、所見を伺いたいについては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

町は現在、高齢者や障がい者等の負担を考慮した、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した公営住宅の解消や計画的な修繕、改善を進め、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー対策などを計画的に進めております。

しかしながら、現計画においてエレベーター等を整備する予定がないことから、詳細な設計やその後の負担について検討しておりませんが、3階建て以上の住宅に、フロア着床方エレベーターを設置するとした場合には、他の実施事例での想定から、1棟当たり3億から4億円程度の工事費が必要であると認識しております。

こうした中、今後の公営住宅の在り方は、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会の到来を見据え、国から示された社会資本のストック重視の方針に基づき、計画的な建て替えや除却により、良好な住環境の形成および、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に一層努めなければならないものと考えております。

このため、維持管理の現状を考慮した総合的な公営住宅の計画である公営住宅等長寿命化計画を、今年度と来年度の2カ年で見直しすることにより、現在の町を取り巻く社会情勢に則した計画となり、将来を見据えた中で公営住宅全体の優先すべき課題や、必要性の整理ができることから、本計画の成果を十分に踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

14項めの、北海道高齢者居住安定確保計画を受けてどのように計画をたて取り組んだのかと、15項めの具体的に実施した案件はあるのかについては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

岩内町公営住宅等長寿命化計画の策定にあたっては、北海道高齢者居住安定確保計画を関連する計画のひとつとして課題の整理を行ったところであり、地区集会所の改修や新設、団地共用階段における手すりの設置などを計画に組み入れ、これまでに西宮園地区集会所の改修や栄集会所の新設を完成し、今年度には、島野地区集会所の建替工事や相生2号棟、野東1号棟における団地共用階段手すりの新設工事を予定しております。

17項めは、国の基準と同様とする公営住宅で敷地内に雨水がたまり排出できない住宅の確認は町としてしているのか。団地名や棟番号で場所を確認しているのかについてであります。

岩内町営住宅条例第3条の7、第2項で敷地には雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けなければならないと規定しており、公営住宅敷地内に、雨水側溝を設置しているところであり、水溜まりにつきましては、確認できた場合の他、団地の入居者や近隣住人から連絡があった場合は、担当者が連絡に基づき現場の確認をし、対応しております。

18項めは、野東団地や宮園団地の敷地は雨水が排出されずカビの臭気で良好な住環境ではありません。必要な施設や対策は行っているのか。についてであります。

団地敷地内で雨水が排出されず溜まっている場合は、現場を確認のうえ、雨水処理側溝の修繕により環境が改善されるよう随時対応しているところであります。

19項めは、公営住宅の雨水排出は基本的技術を定めたものですから着手が遅れているなら速やかに改善へ予算を組むべきについてであります。

雨水に関する排水施設につきましては、整備基準に基づき整備されており、現状では大規模な改善の計画はありませんが、敷地内に雨水が溜まる場合の対処としては、引き続き現場を確認のうえ、規模や緊急度合いを見極めながら、入居者の住環境の保全に努めてまいります。

20項めは、現に入居している娘は町長の承認をどのような手続きによって得るのかについてであります。

岩内町営住宅条例第13条第1項の規定により、既存入居者以外の親族を同居させようとするときは、承認を得なければならない。また、第2項では、収入金額などの確認が必要となっており、岩内町公営住宅条例施行規則第10条の規定による同居承認申請書等の提出をいただき、内容を審査のうえ、可否を決定することとなります。

21項めは、死亡届も窓口で手続きを済ませているのに住宅料の請求がくる事に関し事務手続きに問題はないのかについてであります。

死亡届けの手続きに関しましては、あくまでも戸籍上での手続きであって、公営住宅管理上での手続きがなされていないため、現在も既存入居者名義となっているものであります。

なお、死亡時に当該入居者と同居していた者が引き続き現に居住している町営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、承認を得なければならないとなっており、同居者を確認した場合は、その都度連絡をし、事務手続きを進めているものであります。

22項めと23項めのご質問につきましては、公営住宅の入居者への対応についてのご質問であります。関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現に入居されている方々につきましては、異動がある度に手続きを行って頂いているところでもあります。

この度の対応につきましては、明け渡しをしないで引き続き住み続けた場合、今後どのような状況となるかとの質問に対し、町として対応しうる手法の一つとして回答をしたところでもあります。

いずれにいたしましても、公営住宅の入居者への対応につきましては、公平・公正を保つうえで、場合によっては毅然とした姿勢で望まなければならないこともありますが、今後とも親切・丁寧な対応に努めてまいります。

< 再 質 問 >

町営住宅について。

1. 公募団地が4階に集中している要因を、入居者の希望する団地への移転のためとしています。希望する階が4階ではなく低階層ということは、4階への対応が必要になるということではないのか。
2. エレベータ設置が1棟あたり3億から4億かかる、また、2ヶ年で長寿命化計画の見直しをすとしたが、高齢化の進む中での社会情勢に即した計画となるものですが、北海道高齢者移住安定確保計画での高齢者対策が答弁に入っていません。入居抽選倍率の優遇措置や優先入居などは、どのように考えているのか。
3. 入居の承継では、同居者を確認した場合は、その都度連絡し事務手続きを進めているとしたが、毎年の所得申請の時に確認できないのか。できていない場合は、何が問題なのか。
4. 場合によっては、毅然とした姿勢で臨まなければならないこともあるとのことですが、窓口に来た住民への対応は親切丁寧な対応としたが町費職員のサービスの宣誓に関する条例では、公務を民主的にかつ能率的に運営すべき責務を自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正な執行にあたるとしてあります。窓口の対応は、適正だと考えているのか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、希望する階が4階ではなく、低階層ということは、4階への対策が必要となるということではないかについてであります。

町は維持管理の現状を考慮した総合的な公営住宅の計画である公営住宅等長寿命化計画を、今年度と来年度の2カ年で見直しすることにより、現在の町を取り巻く社会情勢に即した計画となり、将来を見据えた中で公営住宅全体の優先すべき課題や、必要性の整理ができることから、本計画の成果を十分に踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

2 項めは、北海道高齢者居住安定確保計画での高齢者対策が答弁に入っていない。また、抽選倍率の優遇措置や優先入居をどのように考えているかについてであります。

北海道高齢者居住安定確保計画については、岩内町公営住宅等長寿命化計画の策定にあたり、関連する計画の一つとして課題の整理を行ったところであり、地区集会所の改修や新設、団地共用階段における手すりの設置などを計画に組み入れております。

また、公募の際の高齢者への優遇措置といたしましては、困窮度ポイントの加算と、優先入居に関しましては医師からの診断書により特定入居の措置を行っているところであります。

3 項めは、入居承継では、毎年の所得の申請の時に確認できないのか、できない場合は何が問題なのかについてであります。

入居の承継につきましては、事由発生時点での確認を基本とし、毎年の収入申告時に再度確認をしているものであります。

4 項めは、窓口での対応は適正だと考えているのかについてであります。

公営住宅に限らず、住民への対応につきましては、日々親切丁寧な対応を心がけているところであり、適正であると考えております。

＜ 再々質問 ＞

高齢者住居安定確保計画で、公募の際の優遇措置は困窮度ポイントの加算など挙げましたが、平成24年から平成26年までで行った措置ですか。

以前からあった優遇措置ではなく、新たに3年間で何を優遇措置としたのか。

日々、親切丁寧な対応を心がけているし、適正と考えているとしたが、窓口対応も含めて今後注視していきたい。

公営住宅事業の根拠法である公営住宅法は、第1条で健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、社会福祉の増進に寄与するとしています。高齢者への対策も行い、公営住宅の募集を増やすことが住民の希望に応えることと指摘しておきます。

【答 弁】

町 長：

公営住宅公募のあり方についてのご質問であります。

公募の際の優遇措置は3年間で新たに何を優遇措置としたのかについてであります。3年間の新たな優遇措置ではなく、従来行っていた困窮度ポイントの加算等を引き続き行ったものであります。

2 岩内町の介護（保険・サービス）事業について

岩内町の介護保険・サービス事業について伺います。

今年、介護保険制度から20年にあたります。介護保険は介護の社会化を求める世論を背景にしながらも、当時の自民党政府による社会保障構造改革のもとで、高齢者福祉・医療費の削減、介護の市場化・営利化を目的に創設されたものです。そのため、要介護認定や保険給付の上限設定などのさまざまな給付抑制装置を組み入れたほか、利用者・事業所の契約を前提とした現金給付方式、定率1割の応益負担制、国庫負担の切り下げ、在宅事業への営利企業の参入を容認するものとなっています。

利用者・高齢者にとっては、必要十分な介護サービスの利用を阻む構造的欠陥ともいうべき仕組みを最初から組み込んで設計されたものでした。その後、社会保障構造改革の名のもとで、給付抑制・負担増を先行させた見直しが次々と断行されてきました。

そこで、岩内町の介護保険料についてお伺いいたします。

介護保険料は年々引き上げられています。年金天引きでなく自ら保険料を納める普通徴収でのここ数年の収納率はどのようになっていますか。

介護保険料を滞納していると、サービスの制限を受けることになるのですか。

介護保険料を滞納して、必要な介護を受けられない方、または、減らしている方の人数はどのようになっていますか。

介護保険料には国民健康保険税にある減免制度はありますか。無ければ創るべきではないですか。

安倍政権による介護保険制度の改悪で、2015年4月から特別養護老人ホームへの入所を要介護1以上から、原則、要介護3以上になりました。

岩内町は、この改悪にどのような対応をしましたか。

要介護3以上の方々が介護認定で2以下になった場合はありますか。またその場合の対応はどのようになりますか。

厚生労働省の2016年度の介護給付費等実態調査によると、介護予防サービスの利用者数が前年比3.8%減の150万100人で、2006年度の開始以来、初めて減少に転じたと報道されています。

岩内町民の2016年度の介護予防サービスの利用数の前年度比は、また、その数字を町としてどのように分析しますか。

今年、5月26日可決、成立した改正介護保険法について、介護保険制度の持続可能性の確保では、現役並み所得者の3割化、介護保険料に対する総報酬割の導入、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ、介護報酬改定による生活援助、通所介護などその他の給付の見直しとなっていますが、住民には、具体的にどのような負担になりますか。

もう一つの柱の地域包括ケアシステムの深化・推進について、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、介護医療院の創設、共生型サービスの創設となっています。岩内町はそれぞれをどのように取り組みますか。またそのことは住民にどのような影響を及ぼすと考えられますか。

その上、次期以降引き続き検討するとしたものは、各種給付の総合事業への移行のほか、利用料負担の見直し、補給給付の見直し、被保険者の範囲の拡大、ケアプランの有料化などです。

高齢化が一層進むなか、介護保障の充実はすべての高齢者、国民の願いです。介護を社会的に支えるという当初の理念に立ち返った、現行介護保険の抜本的改革が必要と考えますがいかがですか。

また、新たな総合計画の福祉の向上では、要介護者や介護している家族などを支援するため、必要なサービス量の確保と質の向上に努めるとしてはいますが、国の介護保険2017年改革に対してどのような姿勢で臨みますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、普通徴収での、ここ数年の収納率についてであります。介護保険料の現年度分普通徴収の直近3ヶ年度の収納率は、平成26年度が、86.66%、平成27年度が、87.98%、平成28年度が、85.70%となっております。

2 項めは、介護保険料を滞納していると、サービスの制限を受けることになるのですか、についてであります。

介護保険料は、介護保険の保険給付に必要な経費をまかなうための重要な財源であり、保険料の納付が滞ると介護保険制度を維持していくうえで、大きな支障となります。

こうしたことから、介護保険料を滞納した場合は法令に基づき、介護サービスを利用する際、介護サービスの利用料の支払い方法が、償還払い方式に変更となるほか、未納の期間に応じて、自己負担額の割合が1割から3割となり、また、高額サービス費や特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなるなど、サービスの制限を受けることとなります。

3 項めは、介護保険料を滞納して、必要な介護を受けられない方、または減らしている方の人数についてであります。

介護保険料の滞納者については、本町においても、法令に基づき対応することとしておりますが、滞納している被保険者等と面談のうえ、分割での納付に誠意があると認められた場合、制限をせずサービスを利用して頂いているところであり、現在、法令に基づくサービスの制限等を行っている方はおりません。

4 項めは、介護保険料の減免制度はありますか。無ければ創るべきではないですか、についてであります。

本町では、震災や風水害、火災など、財産に著しい損害を受けた方、世帯の生計を主として維持する者の死亡、長期入院や失業等で著しく収入が減少した場合、また、干ばつや冷害による農作物の不作、不漁などにより収入が著しく減少した場合など、保険料の減免ができる事情を、岩内町介護保険条例第8条で規定しております。

また、同条例第8条第5号には、町長が特に必要があると認めるときを規定しており、この規定に基づき、岩内町介護保険料の減免に関する要綱を制定しているところであります。

5 項めの2015年4月から特別養護老人ホームへの入所を要介護1以上から原則要介護3以上となり、町はどのような対応をしたか。と、6 項めの要介護3以上の方々が介護認定で2以下になった場合はあるか。また、その場合の対応は。については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

平成27年4月より、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者は要介護3以上の高齢者に限定され、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されております。

しかしながら、この改正により対象となる方は、新規に入所される方であり、既に入所されている方は除かれていることから、各特別養護老人ホームにおいては、国で定めている各指針に基づき、対応しているところであります。

また、法律の改正後、入所中に要介護3から要介護2以下となった事例は1件あり、具体的には、平成28年、要介護3で特別養護老人ホームに入所し、その後、要介護認定更新申請で要介護2と判定されましたが、既に入所していること

から、現在も引き続き入所されております。

7項めは、2016年度の介護予防サービスの利用数の前年度比及びその数字を、町としてどのように分析しますか、についてであります。

国の介護給付費等実態調査は、同一人が同じサービスを2回以上受給した場合は1人として計上し、町が国に報告している介護保険事業状況報告の介護予防サービス受給者数は延べ人数で積み上げていることから、単純に比較できませんが、町における平成27年度の介護予防サービス受給者数は1,653人、平成28年度では1,699人となっており、前年度と比べ約3%の増となっております。

本町における3%増の理由としては、介護予防サービスは、要支援の方が受けることのできるサービスであり、平成27年度と比較し、平成28年度では、要支援と認定された方が増えていることから、これに伴い、介護予防サービスを受給する件数が増加していることによるものであると分析しております。

8項めは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律で、住民には、具体的にどのような負担になりますか、についてであります。

本改正法律は、介護保険法のほか、老人福祉法、医療法、児童福祉法、高齢者虐待防止法などの法改正を一括して行ったもので、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としたものであります。

介護保険制度の持続可能性の確保としては、本年8月より高額介護サービス費の自己負担上限額が月額3万7,200円から月額4万4,400円に引き上げられ、また、介護保険の第2号被保険者の保険料については、加入者に応じて負担する加入者割から、段階的に収入に比例して負担する総報酬割に移行し、さらに、来年8月からは、現役並みに所得の高い層の利用者負担割合が2割から3割に引き上げとなります。

なお、介護報酬の改定による生活援助、通所介護などその他の給付の見直しにつきましては、本年末に介護報酬改定の全体改定率が決定される予定となっていることから、町としては、この決定の推移について注視しているところであります。

9項めは、地域包括ケアシステムの深化・推進について、岩内町はそれぞれ、どのように取り組むのか、また住民にどのような影響を及ぼすと考えられますか、についてであります。

地域包括ケアシステムの深化・推進については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の柱の一つであります。

このうち、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化では、自立支援や介護予防などで成果を上げている地方自治体に対し、国からの交付金を増額するというものであり、町としては、高齢者の能力に応じた自立した生活を送っていただくための取り組みを進めることが重要であるとの考えから、国から提供されるデータを分析し、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を掲げた介護保険事業計画を策定してまいります。

また、介護医療院につきましては、現行の介護療養型医療施設の廃止に伴い、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設の機能とを兼ね備えた施設として位置づけされており、共生型サービスは高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新

たに共生型サービス事業所を位置づけるものでありますが、介護医療院・共生型サービスとも、自治体単独で事業を進めることは困難であることから、今後、医療法人や社会福祉法人などと情報を共有し、事業実施の可能性を含め、検討してまいりたいと考えております。

なお、現時点において、これら3施策に係る具体的かつ詳細な事項を定める省令公布や実施通知が発出されていないことから、住民への影響について、町として想定や判断をすることは困難な状況となっております。

10項めの、介護を社会的に支えるという当初の理念に立ち返った、現行介護保険の抜本的改革が必要と考えるがいかがか。と、11項めの、国の介護保険2017年改革に対して、どのような姿勢で臨みますか。については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図り、また、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供し、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、近年の急激な社会保障費の伸びを勘案した場合、現行のままの制度では難しいと考えております。

したがって、今後とも介護保険制度の持続可能性の確保を図り、一層のサービスの質の向上をめざし、住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアの推進を図るため、国においては、その時代に沿った対策と措置を講じる必要があるものと考えております。

< 再 質 問 >

介護保険の再質問です。

岩内町の介護保険サービス事業について、介護保険料の減免制度では、岩内町介護保険条例第8条での規定においては、自然災害や火災での財産の著しい損害、生計を維持する者の死亡、長期入院、失業等の著しい収入減、農業での不作、漁業従事者の不漁などによる収入が著しく減少した場合には、介護保険料の減免ができるとしていますが、特別な困難の場合ではなく国民年金が減らされ、2018年度からの国民健康保険の北海道化で負担増も考えられることから、低所得者への対応も考え、条例での対応が必要ではありませんか。

【答 弁】

町 長：

介護保険料の減免について、低所得者への対応も考え、条例での対応が必要ではありませんか、についてであります。

介護保険料の減免については、岩内町介護保険条例第8条で規定しており、同条例第8条第5号の規定に基づき、岩内町介護保険料の減免に関する要綱を制定しており、この要綱において、保険料を納付することにより、真に生活が困窮する者のうち、年間生計費が生活保護法による保護の基準による額を下回る者などについて、減免を受けることができる旨を定めているところであります。

＜ 再々質問 ＞

介護保険サービス事業について、町の介護保険料の減免に関する要綱で、年間生計費が生活保護法の保護基準による額を下回るものなどについて、減免を受けられることができると定めているとしていますが、町民への周知はどのようにしていますか。

【答 弁】

町 長：

介護保険料の減免にかかる、町民への周知についてであります。

町民への周知につきましては、納付書を発送する際に、パンフレットを同封し、周知をしているところであります。

3 修正の原子力防災計画で住民の安全は守れるのか PAZは早期死亡が想定される距離の限界

修正の原子力防災計画で住民の安全は守れるのか、PAZは早期死亡が想定される距離の限界について、お伺いします。

8月22日、泊発電所周辺地域原子力防災計画修正案が原子力発電所問題特別委員会に提出された。修正の目的は、この計画は災害対策基本法に基づき原子力災害の防災対策を規定し住民等の安全を図ることと原子力防災訓練の実施結果を反映させ泊原発事故時に的確な対策を図ることを目的としているとした。

第4節、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は泊発電所を中心に、概ね半径5km圏の即時避難区域と、概ね半径30km圏の緊急時防護措置準備区域の箇所を、概ね半径5km圏の予防的防護措置準備区域と概ね30km圏の緊急時防護措置準備区域に修正したが、即時避難区域を削除し予防的防護措置準備区域に修正した目的は。

即時避難から予防的防護措置準備区域に修正した事で何が変わったのか。

避難の方法などが変更になるのか。

IAEAにおける距離設定の理由で、脅威区分1、原子力発電所などPAZ3～5km圏について、線量の影響では、ほぼ全ての緊急事態に対して、早期死亡の線量を、放出前又は放出直後の緊急防護措置により回避。最も重大な緊急事態を除いて早期死亡が想定される距離の限界。事実上の理由では、放出前又は放出直後に屋内退避や避難が速やかに行える事実上限界の距離と考えられる事象事例では、チェルノブイリ事故において、数時間以内に致死的な線量率が測定された距離とPAZの規定が示されています。

早期死亡が想定される限界の距離だからPAZは即時避難区域であって予防的防護措置準備区域では緊迫した住民避難の緊急性が伝わらないのではないのか。

原子力防災訓練の実施結果を反映させる修正の目的にもそぐわず、住民へ事故の重大を過小に見せるための意図的な呼称の修正ではないのか。

防護対策の実施で、全面緊急事態PAZの町長は独自の判断でPAZ内の住民へ安定ヨウ素剤の配布、服用の指示を行うと修正されたが、町内PAZの住民への安定ヨウ素剤配布のための事前問診は済ませているのか。

対象住民への安定ヨウ素剤はどのように渡すのか。

役場職員が最も重大な緊急事態を除いて早期死亡が想定される距離の限界PAZ圏へ持って行かせる指示を本部長の町長は出すのか。

又被ばくを極力避けるため安定ヨウ素剤の事前配布は取り組まなくてもよいと考えているのか。考えているとすればその根拠を示し住民が納得するような説明すべきと思うがいかがか。

UPZ内において道からの連絡により安定ヨウ素剤の配布、服用の指示を行うとなっているが一刻も早く住民が服用するために岩内町での事前問診は何時実施するのか。

避難の指示で本部長は避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は屋内退避を検討、地震津波など複合災害時に差し迫った危険がある場合、住民の生命の安全確保を優先するを追加した。

道計画修正に伴う追加で避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合とはどのような状況を想定しているのか。

原発事故との複合災害では屋内退避を住民の生命の安全確保を優先して対応しているが、どのような状況を想定しての屋内退避なのか。

津波や地震で家が崩壊し避難路が絶たれ、避難場所へもたどり着けない。原発の事故では屋外に避難することすらできない住民の命の安全確保優先は絵に描いた餅であり原子力防災訓練の実施結果を反映させ住民等の安全を図ることを目的とした防災計画とは言えないと思うが所見を伺う。

4月24日、我が共産党調査団が小樽開発建設部岩内道路事務所所長や職員から国道229号、敷島内トンネルへの落石事故原因の調査で伺ったとき、防災避難では南西沖地震の津波で避難路としては使えなかった。高さ7m越えの津波の際には、国道は通行止めにするると明確に述べています。

原発事故で国道229号線を避難路として避難訓練を行っているが複合災害時の通行止めの判断は何処が行うのか。

国道229号線を通行止めにする基準は何か。7m越えの津波の際には、国道の通行止めは避難路が絶たれ逃げることをできない計画ではないのですか。

避難計画は道が作成するもので開発局は口出しできない。聞かれれば意見は述べるが、聞かれたことはないと答えました。

原子力防災計画などで住民避難を進める計画で道は現地に一番詳しい開発局道路事務所に意見を求めることはないのか。

泊発電所原子力防災会議協議会は20機関の長で構成され規約には委員として小樽開発建設部岩内道路事務所所長、岩内町教育委員会教育長も協議会委員として出席し、所掌事務では指定防災計画を作成し、及び毎年これに検討を加え必要に応じて修正することとなっている。

協議会規約は平成25年3月4日に改正されているが直近の会議から平成25年まで何度開催されているのか、会議議事録は残されているのか。

教育長はこの会議に出席し、検討や修正が行われたのを確認しているのか。

確認しているとすれば、何時の会議で内容はどのようなことか。

現地の意見も聞かないで図上で計画をたてているのであれば今回の修正は原子力防災訓練の実施結果を反映させ泊原発事故時に的確な対策を図ることを目的としている。などと住民をおきざりにした計画編の修正と考えるがいかがですか。

町は道に対し事実の確認を行い地域の道路状況を一番熟知している意見を取り入れ防災計画を作成する必要があると強く申し入れるべきと考えるが所見を求めます。

また、複合災害で考えなければならないのが津波です。

町は北海道防災会議地震専門委員会が公表した日本海沿岸の津波浸水想定をもとに解りやすい防災ハンドブックを作成し全戸へ配布したが津波浸水予測範囲の凡例、最大浸水深の色合いグラデーションが薄く10mなのか20mか残念ながら判断に迷う。

津波浸水予測範囲の最大浸水深が何mと予測しているのか。

岩内港でF12断層想定で6.87m。野東川河口で5.16mと10m越は予想されていない。島野地域の最大浸水深凡例を見比べても最大で10m程度としか読めないが平成29年2月の岩内町全海岸線の最高津波水位は15.5mと想定していたが信頼できる数値はどちらか。

なぜ数値が違うのか。町の防災ハンドブックの数値で避難計画をたててよいのか。

防災ハンドブックを活用した地域防災学習会、退避訓練、島野地域の津波対策

と避難路の確保などどのような対応を考えているのか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、即時避難区域 P A Z を削除し予防的防護措置準備区域に修正した目的についてであります。

この度の泊発電所周辺地域原子力防災計画の修正の目的としては、北海道地域防災計画原子力防災計画編が修正されたことに伴う修正であり、表記の適正化であります。

2 項めは、即時避難から予防的防護措置準備区域に修正した事で何が変わったのか。避難の方法などが変更になるのか、についてであります。

この修正は、原子力防災計画上の表記を修正するものであり、防護措置として実施する内容に変更が生じるものではありません。

3 項めは、予防的防護措置準備区域では緊迫した住民避難の緊急性が伝わらないのではないのか、についてであります。

P A Z は、緊急時には、通常と異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、予防的に防護措置を準備する区域とされておりますので、防護措置の内容などを端的に現す表記であり、原子力災害対策指針においても予防的防護措置を準備する区域と表記されております。

4 項めは、住民へ事故の重大さを過小に見せるための意図的な呼称の修正ではないのか、についてであります。

原子力発電所において事故が発生した場合、発電所施設の状態などに基づく E A L に応じた防護措置が講じられるものであり、P A Z の表記の如何に関わらず、必要な防護措置が講じられるものであります。

5 項めの、町内 P A Z の住民への安定ヨウ素剤配布のための事前問診は済ませているのか。対象住民への安定ヨウ素剤はどのように渡すのか。役場職員が P A Z 圏へ持って行かせる指示を本部長の町長は出すのかと、6 項めの、安定ヨウ素剤の事前配布は取り組まなくてもよいと考えているのか。考えているとすれば、その根拠を示し住民が納得するよう説明すべきと思うがいかがか、については関連がありますので、あわせてお答えします。

岩内町においては、大浜地区の岩内港工業団地の一部が P A Z の区域となっており、現在、4 事業所が操業しておりますが、従業員は全て、施設敷地緊急事態の段階で帰宅指示となることから、事前配布の対象となる住民はおりません。

7 項めは、U P Z 内において道からの連絡により安定ヨウ素剤の配布、服用の指示を行うとなっているが、一刻も早く住民が服用するために、岩内町での事前問診は何時実施するのか、についてであります。

U P Z である岩内町の安定ヨウ素剤の配布については、緊急時モニタリング結果等に応じて、集合場所で緊急配布することを基本としておりますので、この緊急配布の際には、住民への問診を実施することとしております。

8 項めは、避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合とはどのような状況を想定しているのか、についてであります。

立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合としては、自然災害などにより、避難経路上に障害物がある場合や、避難路自体が損壊している場合、暴風雪などによる障害がある場合などを想定しております。

9 項めは、複合災害では屋内退避を、住民の生命の安全確保を優先して対応しているが、どのような状況を想定しての屋内退避なのか、についてであります。

複合災害時には、地震や津波などの自然災害からの生命の安全確保を最優先するものであり、津波災害であれば、まず、高い場所に避難して差し迫った危険を回避し、その後、集合場所として指定しているコンクリート建物に屋内退避する状況などを想定しております。

10項めは、津波や地震で家が崩壊し避難路が絶たれ、避難場所へもたどり着けない。原発の事故では屋外に避難することすらできず住民の命の安全確保優先は絵に描いた餅であり原子力防災訓練の実施結果を反映させ、住民等の安全を図ることを目的とした防災計画とは言えないと思うが、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画においては、昭和63年から実施している原子力防災訓練の検証結果や、過去の他地域の災害や事故の教訓などを踏まえ修正を重ねてきており、様々な事故や事象に対応するため、各防災関係機関からの意見を聞きながら、住民等の防護措置の実施手順や、防災対策に必要な事項を記載しております。

よって、住民の安全を確保する上で非常に重要な計画であると考えておりますので、今後も、原子力防災対策の更なる充実・強化のため、計画の見直しや、修正が必要なものと認識しております。

11項めは、国道229号線を避難路として避難訓練を行っているが複合災害時の通行止めの判断は何処が行うのか、についてであります。

複合災害時の国道229号の通行止めの判断は、道路管理者である、小樽開発建設部岩内道路事務所により、判断されることとなっております。

12項めは、国道229号線を通行止めにする基準は何か。7m超えの津波の際には、国道の通行止めは避難路が絶たれ逃げることをできない計画ではないのかについてであります。

国道229号の通行止めの基準は、津波に対しては、津波警報又は大津波警報が発令された場合、進入禁止の措置がとられ、国道から退避することはできますが、国道への進入は禁止されることになると伺っております。

また、津波警報又は大津波警報が発令された場合は、いち早く国道229号から退避し、指定避難道路などを通り高い場所に避難することとしております。

13項めは、住民避難を進める計画で、道は現地に一番詳しい開発局道路事務所に意見を求めることはないのか、についてであります。

北海道地域防災計画原子力防災計画編の修正にあたっては、北海道防災会議の各構成機関に意見照会がなされ、これを事務局が取りまとめて、北海道防災会議において確認・承認されることとなっております。

なお、北海道防災会議委員として、北海道開発局長も参加しております。

14項めは、協議会規約は、平成25年3月4日に改正されているが、直近の会議から平成25年までに何度開催されているのか、会議議事録は残されているのか、についてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画を作成する泊発電所原子力防災会議協議会は、直近の協議会から平成25年までに6回開催されており、協議会議事録は、事務局を担当する泊村において保管されております。

15項めは、教育長はこの会議に出席し、検討や修正が行われたのを確認しているのか。確認しているとすれば、何時の会議で内容はどのようなことか、についてであります。

原子力防災計画の修正にあたっては、各構成機関に意見照会がなされ、これを事務局が取りまとめて、協議会において確認・承認されることとなっております。

育長においても、代理出席を含め毎回出席しておりますので、確認がなされていると考えております。

また、この議事内容は、いずれも泊発電所周辺地域原子力防災計画の修正についてであります。

16項めは、現地の意見も聞かないで図上で計画をたてているのであれば今回の修正は、原子力防災訓練の実施結果を反映させ、泊原発事故時に的確な対策を図ることを目的としている。などと、住民をおきざりにした計画編の修正と考えるが、についてであります。

泊発電所原子力防災会議協議会の構成機関は、原子力災害時に現地・現場で災害対応にあたり、原子力防災訓練において実働を担う20機関で組織されており、計画の修正にあたっては、これらの機関に意見照会し、これを修正に反映しておりますので、泊発電所事故時に的確な対策を図るという原子力防災計画の目的に合致した計画修正であると考えております。

17項めは、町は道に対し事実の確認を行い地域の道路状況を一番熟知している意見を取り入れ防災計画を作成する必要があると、強く申し入れるべきと考えるが、についてであります。

北海道地域防災計画原子力防災計画編を作成する、北海道防災会議の委員には北海道開発局長も参加しており、また、会長は北海道知事であることから、国道・道道それぞれの道路管理者として、地域の道路状況などを踏まえ、計画修正に携わっているものと認識しております。

18項めは、津波浸水予想範囲の最大浸水深が何mと予測しているのか、についてであります。

平成29年2月に北海道防災会議地震専門委員会より公表された津波浸水想定、津波浸水予想範囲における最大浸水深は、段階的に0.3m以下、0.3mから0.5m、0.5mから1mなどと、区域を色分けして表示されており、町内で最大浸水深が最も深い区域は、雷電地区の海岸線沿いで、10mから20mとなっております。

19項めの、岩内港でF12断層想定で6.87m。野東川河口で5.16mと、10m越は予想されていない。島野地域の最大浸水深凡例を見比べても最大で10m程度としか読めないが、平成29年2月の岩内町全海岸線の最高津波水位は15.5mと想定していたが、信頼できる数値はどちらかと20項めの、なぜ数値が違うのか。町の防災ハンドブックの数値で避難計画をたててよいのか、については関連がありますので、あわせてお答えします。

津波浸水想定では、主な代表地点での最大遡上高も公表されており、岩内町においては、2地点が公表され、岩内港が6.87m、野東川河口が5.16mとなっております。

また、海岸線での最高津波水位と場所もあわせて公表されており、岩内町においては、最高津波水位は15.5mで、場所は雷電岬の刀掛岩付近であります。

したがって、最大遡上高の場所と、最高津波水位の場所が異なるため、違う数字となるものであります。

なお、最高津波水位とされたのが、雷電岬の刀掛岩付近であることから、岩内町防災ハンドブックには、岩内港及び野東川河口の最大遡上高と、全町の津波浸水予想範囲を掲載することが、町民にとってわかりやすく、また、岩内町地域防災計画もこれを基に作成しております。

21項めは、防災ハンドブックを活用した地域防災学習会、退避訓練、島野地

域の津波対策と避難路の確保などどのような対応を考えているのか、についてであります。

岩内町防災ハンドブックについては、災害に対する備えや、災害時に住民がとるべき行動などの防災知識を、広く住民に普及するため、9月号広報紙の配布時に全戸配布したところであります。

この防災ハンドブックは、町内会・自治会や各種団体などにおける防災研修や、防災訓練などにも活用できるよう作成しており、その手始めとして、9月30日に予定している地震・津波災害防災訓練において活用することとしております。

今後は、町内会・自治会長に対する防災説明会なども開催し、自主防災組織の設立に向けた取り組みを進め、地域の防災体制の強化に繋げていきたいと考えております。

また、島野地域の津波対策と避難路の確保などについては、津波に対して、住民自らが、いち早く避難するという認識を持つことが、何よりも必要なことから、避難訓練などを繰り返し実施する中で、津波に対する住民の意識の向上と、防災知識の普及に努めて参りたいと考えております。

< 再 質 問 >

防災計画について、再質問です。

修正は表記の適正化と答えたが、住民がわかりやすく危険を考えるには修正前の表記のほうが適正と思うが、再度答弁を求めます。

2. 複合災害時において、地震が津波などの自然災害からの生命の安全確保を最優先としたが、複合災害で津波、地震が起きたときは、逃げ切れないのではないのか。津波は何メートルを想定しているのか。1メートルの津波に巻き込まれたら死亡率は100%、内閣府の死亡率分析。木造住宅では1メートルの津波で部分的破壊、2メートルで全面破壊です。複合災害では逃げ切れないのではないのか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、即時避難区域を削除し、予防的防護措置準備区域に修正した目的は、北海道地域防災計画原子力防災計画編が修正されたことによる表記の修正であると答えたが、修正前の表記の方が適正と思うがについてであります。

災害対策基本法において、市町村間の地域防災計画は、都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないとされており、今回の修正は北海道地域防災計画原子力防災計画編に沿った形で修正したものであります。

2 項めは、複合災害において地震や津波などの自然災害からの生命の安全確保を最優先としたが、複合災害で地震・津波が起きた時は逃げ切れないのではないかについてであります。

複合災害時においては、地震や津波などの自然災害からの生命の安全確保を最優先するものであり、津波災害時には、まず、津波浸水想定区域外の高い場所に避難して、差し迫った危険を回避することが重要であります。

こうしたことから、防災訓練などを通じ、住民の防災意識の向上を図りながら、実効ある防災計画の策定に努めてまいります。

< 再々質問 >

防災、即時避難区域、P A Zを予防的防護措置準備区域に修正したがP A Z、5キロ圏内は、即時避難です。

一刻も早く放射能から逃げるためのP A Zで、予防的防護措置では逃げられない。I A E Aの規程からも明らかなものです。

一定の被ばくをしたのちにしか、避難指示が出せないのは、被ばくのための準備区域になってしまうと指摘しておきます。

4 岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について

岩内町マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について、伺います。

今定例会に、岩内町の普通財産であるスキー場のリフトとゲレンデをユキカムイ株式会社に無償で貸付けることの議件第7号が提案されていますが財産の交換、譲与、無償貸付等に関する町条例、第4条、普通財産の無償貸付については、1、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共団体的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。2、地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。としているが、今回の無償貸付はこの条例の1、2のいずれにも該当しない。

あえて条例にないことを一企業のために行おうとする意義と責任は、どこにあると考えるか伺います。

数回開かれている岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトの説明会で、理事者は数回、今が一番大変な時とユキカムイのことを語っています。一つの企業にすぎず、新たなことをする時に困難は当たり前。町は、観光振興のためとはいえ、あくまでも町民サイドの立場で臨むべきと考えるのがいかがですか。

無償貸し付けの期間を2年間ごとの契約更新にしようとしています、最初は1年間ごととして状況判断していくべきと考えるのがいかがですか。

スキー場は町民の憩いの場であり、小中高生の学校スキー授業や各地からの修学旅行にも利用されていますが今シーズンからの町民のスキー場利用の条件は今まで通り町民優遇のものになるのですか。

町財政は、約104億円の債務があるなか、無償貸し付けしようとする理由はどのような事からですか。

議案第6号、財産の処分では町有地67筆、722,011.38平方メートルを売却する議案が提案されていますが、随意契約で、ユキカムイ株式会社に売却しようとする価格の根拠はどこから算定されたものですか。

投資目的での、町有地約72ヘクタールを売る岩内町としてのリスクはどのような事が考えられますか伺います。

スキー場も含めて50ヘクタール以上の開発にならない場合であっても、町で条例を作り、事業者には、事業内容と地域の特性などを考慮して、景観や生物の多様性などの環境保全の観点を取り入れた事業計画を求めるべきと考えるのがいかがですか。

ニセコ町では、外資進出を受け、乱開発防止へ水資源保全条例を施行しました。海外資本の森林取得の増加を受け、水資源を保全するための条例を施行し地下水の多量採取や水源地周辺の開発を許可制にし、乱開発を防ぐことを目的にしています。

岩内町も72ヘクタールの土地の活用で乱開発防止へ水資源保全条例を制定し大切な町民の財産を乱開発などから防ぐ対策が必要と考えますがいかがですか。

土地の所有権が、日本国籍以外の方々に移る可能性は十分に考えられますが、そのことで起きる様々なリスクはどのような事が考えられますか。

リスクを避けるため町は方策を考えていると思いますが、そのさまざまなリス

クを避ける方法はどのような事があるか伺います。

ユキカムイの岩内マウンテンヴィレッジ開発を含めての町の観光振興の方向性とその実行計画をどのように考えているのか伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、あえて条例にないことを一企業のために、行おうとする意義と責任は、どこにあるのか、についてであります。

このたびの財産の無償貸付につきましては、民間事業者である、ユキカムイ株式会社が町民スキー場としての役割を担うことから、町としての支援として判断したものであります。こうしたことから、この行政手続きとして、地方自治法第96条第1項第6号に基づき、議会の議決を得なければならないというものであります。

2 項めの、観光振興のためとはいえ、あくまでも町民サイドの立場で臨むべきではないかと、5 項めの、町財政は約104億円の債務があるなか、無償貸付しようとする理由はどのようなことか、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

このたびのスキー場用地およびリフト設備の無償貸付に関しては、当該スキー場が、冬季の重要な観光施設であると同時に、スポーツ・レクリエーションの場であることを踏まえ、町民スキー場としての役割を継承していくことが町民の願いでもあり、また、このためには、事業者の良好な運営も必要であることから、町としても支援しようとするものであります。

3 項めは、無償貸付の期間を2年間ごとの契約更新にしようとしているが、最初は1年間ごととして状況判断していくべきでは、についてであります。

貸付期間については、民法の規定による20年を超えない範囲とするほか、特段の基準はありませんが、リゾート計画が複数年による事業であることを考慮するとともに、エリア別の事業計画が概ね2年ごとの設定であることなどから、町として、事業の進捗状況も考慮し、2年ごとの確認を行うこととしたところであります。

4 項めは、今シーズンからの町民のスキー場利用の条件は、今までどおり町民優遇のものになるのか、についてであります。

町民向けのリフト料金の設定をはじめ、スキー授業や修学旅行の受け入れなどについては、町民スキー場としての役割を継承していくための条件として、町とユキカムイにおいて協議して決定していくこととし、その旨を土地等使用貸借契約書に明記しているところであります。

なお、町民優遇については、これまでも特段の設定は設けられておりませんでした。ユキカムイ株式会社からの情報によると、今シーズンのリフト料金については、従来料金設定を基本として据え置くと伺っております。

6 項めは、随意契約でユキカムイ株式会社に売却しようとする価格の根拠は、どこから算定されたものか、についてであります。

町有地を売却する際の価格の設定については、一般的には、近傍地の売買実例を参考とする場合や、評価額や不動産鑑定から価格を算出する場合などがあります。

このたびの土地処分では、売却する箇所近傍地において、土地の取引事例がほとんど無いエリアであったことから、評価額を基に算出した価格としております。

7 項めは、投資目的での町有地約72ヘクタールを売る岩内町としてのリスクはどのような事が考えられるか、についてであります。

現在、ユキカムイ株式会社が計画している開発においては、都市計画法による

開発許可制度に基づき、北海道知事の許可を受けて実施することとなりますが、仮に、ユキカムイ株式会社が何らかの事情により、この開発を休止又は中止した場合に、当該用地を第三者へ譲渡され、その相手方によっては、目的外の利用による乱開発の恐れなども懸念されるところであります。こうしたことから、この対抗策として、売買契約書の中に、町の買い戻しに対する優先事項を盛り込み、公正証書化し、リスクの軽減に努めているものであります。

8項めは、町で条例を作り、景観や生物の多様性などの環境保全の観点を取り入れた事業計画を求めるべきではないのか、についてであります。

近年、全国的に外国資本を中心とした土地の取得や利用目的が明らかでない大規模な土地取引が行われている現状を踏まえ、水資源や森林資源等を保全するため、それぞれが直面している課題に特化した条例制定をしている地方自治体があると認識しております。

こうした中、町が保全すべき自然環境について、土地開発の観点から乱開発に対抗出来る条例の制定は、町が取り組むべき重要な課題であると考えており、今後、他市町村の事例を参考として、町に適した条例制定の検討を進めてまいります。

9項めは、岩内町も約72ヘクタールの土地の活用で乱開発防止へ水資源保全条例を制定し、大切な町民の財産を乱開発などから防ぐ対策が必要と考えるのがいかがか、についてであります。

水は、全ての命の源であり、安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源であります。

こうしたことから、町といたしましては、将来にわたり町民の生活の安全・安心を守るため、北海道が制定した水資源の保全に関する条例を踏まえ、土地所有者等の責務や、水源の周辺における適正な土地利用の確保など必要な事項を定めることにより、水資源が保全されるよう町の水資源の保全に関する条例の制定に向け検討してまいります。

10項めの、土地の所有権が日本国籍以外の方々に移る可能性は十分に考えられるが、そのことで起きる様々なリスクはと、11項めの、リスクを避けるために町は方策を考えていると思うが、そのさまざまなリスクを避ける方法はどのようなことか、については、関連がありますのであわせてお答えいたします。

他の先進リゾート地域においては、海外資本への土地の転売に伴い、所有者の特定が困難となるケースや、開発が長期にわたり休止したままのケースなど、様々な問題も生じているやに伺っておりますが、町としては、今後、開発行為が進められていく過程で、そうした問題が起こらないよう、開発事業者と向き合い、よく協議し、適正な土地利用が行われるよう努めてまいります。

また、最も心配される転売後の乱開発の防止に関しては、開発行為等に関する国・道における各種法令による規制に加え、先ほど申し上げました乱開発や水資源保護に関する条例制定などを検討して参りながら、法的規制によるリスク回避を目指して参りたいと考えております。

12項めは、岩内マウンテンヴィレッジ開発を含めての町の観光振興の方向性と、その実行計画をどのように考えているか、についてであります。

今後のリゾート計画の進展によっては、リゾートエリア内に限らず、市街地や周辺観光エリア全体において、外国人観光客を含む観光・交流人口の増大による消費拡大や雇用機会の確保など、地域経済への波及効果が期待されるところであります。

また、ニセコエリアをターゲットとした広域観光の推進をはじめ、岩宇4町村による連携体制の強化も必要であると考えており、岩内町総合戦略の基本である新しい人の流れをつくるにより、官民・地域間・政策間の連携を図りながら、事業の具体化を図ってまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について、最も心配な転売後の乱開発の防止、水資源の保護など、法的な規制を国、道の各種法令に加え、町条例によって、後手に回らないよう早めることが、いままさに必要と考えるがいかがですか。

【答 弁】

町 長：

岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について、であります。

転売後の乱開発の防止に関しては、開発行為等に関する国・道における各種法令のほか、先進自治体における条例整備の状況なども十分に検討してまいりながら、法的規制によるリスク回避を目指してまいりたいと考えております。

＜ 再々質問 ＞

岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について、ユキカムイ株式会社の町有地の取得は今定例会にかけられていて、法的規制によるリスク回避を目指してまいりたいと考えているとしていますが、急ぐべき課題で、法的規制をいつまでにするのですか。

【答 弁】

町 長：

岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトへの町の姿勢について、であります。

法的規制によるリスク回避につきましては、慎重に検討を重ねるなど、努力してまいりたいと考えております。